

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和5年6月21日	
神戸市長様	
提出者 住所 東京都千代田区内神田2丁目2番1号 氏名 昭和産業株式会社 代表取締役社長執行役員 塚越 英行 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-3257-2011	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	69J050 1011 昭和産業株式会社 神戸工場
事業場の所在地	〒658-0043 兵庫県神戸市東灘区御影浜町5番地
計画期間	2023年4月1日から2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	0962：小麦粉製造業 0981：植物油脂製造業
②事業の規模	資本金14,293百万円
③従業員数	152名(2023年4月末時点)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	当該事業場において生じる産業廃棄物は管理、保管のみを行っている。再生、中間処理、最終処理は行っておらず、行う計画はない。

(日本工業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

排出までは別紙の通り。

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（2022年度）実績】

産業廃棄物の種類	別紙の通り	
排 出 量	3459.5 t	t

当社廃棄物は汚泥・廃油で9割近くを占めるが、両廃棄物は操業量に比例して排出されるため、削減が困難な状況にある。各現場へ分別徹底の意識付けを行い、適正な廃棄物分別を行なっている。

② 計画

【目標】

産業廃棄物の種類	別紙の通り	
排 出 量	3405.3 t	t

(今後実施する予定の取組)  
製造工程由来の汚泥・廃油は、有価売却先を探したり、再生利用する方法を考える。  
動植物性残渣は、製造不良品・掃き寄せダスト類を減らし、排出量の削減を行う。

## 産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  
各工程から排出される廃棄物を分類・管理し、運搬業者が設置したコンテナに投入、引取りまで保管等している。

② 計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  
分別状況の管理。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	3459.5 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	715.6 t	t
	再生利用業者への処理委託量	2061.2 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	42.0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	t
	(これまでに実施した取組) 適切な処理を行う業者を選定・視察し、リサイクル効率・廃棄物の減量を推進している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	3405.3 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	703.3 t	t
	再生利用業者への処理委託量	2028.3	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>リサイクル率の更なる向上を目指し、廃棄物の分別の徹底を推進する。生産量に応分の増加とならないように、有価物として利用される取引先を探索する。</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

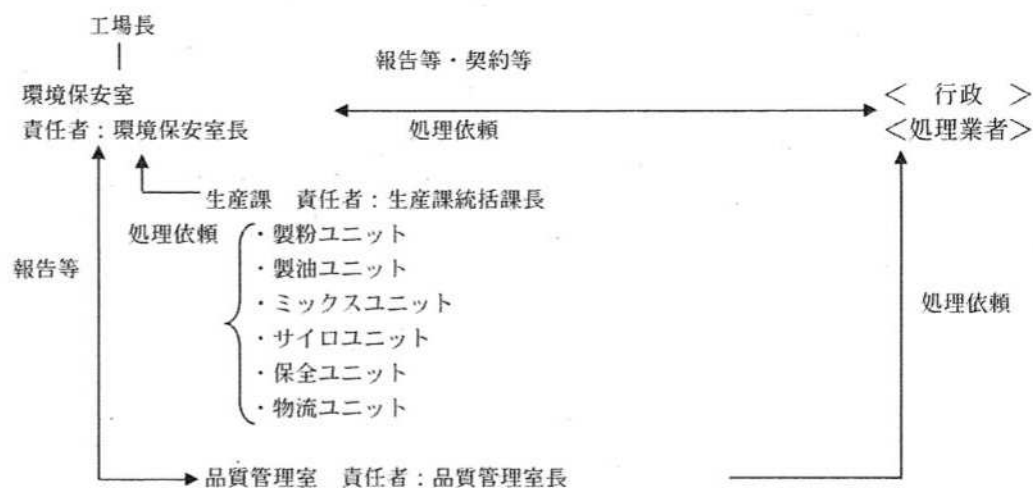
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 別紙

### ・産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) 環境保安室を2019年4月1日設置、環境関連業務を管理課より移管



### ※分担

環境保安室→構内の廃棄物の最終管理、行政への報告等

- 処理業者の選定、廃棄物処理（収集・運搬）契約手続き、引渡し、適正処理の確認
- 工場内の他部署への関係法令等の啓発、指導監督
- マニフェストの発行、管理、保管（他部署の物含む）

生産課・品質管理室

- 各部署で発生する廃棄物量削減、分別、保管場所への運搬
- マニフェストの発行







